

条例制定に係る背景及び必要性について

1 条例制定に係る背景

(1) 食の安全に係る偽装表示等犯罪に関する情勢

(ア) 検挙事件数（食品の産地等偽装表示事犯）は、着実な増加傾向にある。（H17/21 比 約 4 倍増加）

(イ) 検挙事件数（食品衛生関係事犯）は、着実な増加傾向にある。

（H17/21 比 約 2 倍増加）

(ウ) 食品表示 110 番の相談件数が、5 年前と比べ 10,000 件以上も増加している。（H21 27,356 件）

(2) 市民の意識の現状

(ア) 食の安全への市民意識が高いこと（94.2%「市民アンケート（食の安全・安心について）」）。

(イ) 「食品の安全性や品質を重視している。」事業者を最も信頼できるという考えを持っていること（82.0%「市民アンケート（食の安全・安心について）」）

(3) 食の安全・安心に関する地域課題

市民アンケート調査及び食品関係事業者意識調査の結果、食の安全と信頼の確保を図っていくうえでの地域課題が確認されていること。

(4) 国と道の動向

国や道が関連法令、条例、指針等を相次いで整備し、食の安全・安心は、市民、事業者及び地方公共団体など関係主体が連携して推進することの重要性を示していること。

2 条例の制定に係る必要性

以上の背景を踏まえ、食の安全と信頼の向上を図るためには、従来の規制的な手法のみならず、次の観点から条例の制定が必要である。

(1) 理念の共有と主体間の役割の明確化に向けて

市民、事業者、市がそれぞれの役割・責務を認識し、共有するため、基本的な考え方（理念）を明確にする必要がある。

(2) 施策の着実な実行に向けて

事業者の自主的取組への更なる支援の充実化や、市民（消費者）の視点による環境整備を推進する必要がある。

3 条例制定による効果

(1) 事業推進の実効性の向上

(2) 推進体制の確立

(3) 市民一人一人の利益の拡大